

草津市自転車の安全で安心な利用の 促進に関する条例

逐条解説



草津市

平成26年4月

目 次

1. 総則（第1章）	1
2. 個々の責務（第2章）	4
3. 自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策（第3章）	9
4. 自転車安全安心利用促進計画（第4章）	13
5. 自転車安全安心利用促進委員会（第5章）	14
6. 雑則（第6章）	15
7. 付則	16

1. 総則（第1章）

1) 目的（第1条）

（目的）

第1条 この条例は、自転車の安全な利用、自転車の盗難の防止および自転車の利用環境の整備についての個々の責務、施策等について規定することにより、自転車の安全で安心な利用の促進を図ることを目的とする。

- 自転車は、本市においても通勤、通学、買い物など様々な用途に利用され、市民の生活に無くてはならないものとなっています。
- しかしながら、交通事故総数に占める自転車事故の割合や人口1万人当たりの自転車盗難の発生件数が高い水準で推移し、自転車の利用環境は良好な状態とは言いがたい状況となっており、自転車利用者のルール遵守やマナー向上が求められています。
- これらのことから、本市においては、交通安全に関する教室の開催や広報啓発活動の実施、駅周辺における放置自転車の取り締まり、自転車と歩行者の通行空間の分離などの取り組みを進めてきたものの、依然として発生する自転車事故や自転車盗難に対して、更なる取り組みが必要との結論に至り、取り組みの実効性向上に向けて、自転車に関わる全ての者について規定する条例が必要であると判断しました。
- 以上の背景を踏まえ、自転車の安全な利用、自転車の盗難の防止、自転車の利用環境の整備について、市や市民等の責務を明らかにするとともに、自転車安全安心利用教室をはじめとする施策を定める条例（**滋賀県初**）を制定し、自転車の安全で安心な利用の促進を市民ぐるみで目指すこととしています。
- 今回、自転車施策に関する基本条例を制定することにより、自転車政策のフレームを作り、一定期間、安定的な政策体系を構築することを目的としています。

【本市における自転車利用の問題】

自転車の安全な利用	○本市は、平成25年における全事故に占める自転車事故の割合が20.3%（自転車事故の件数：152件）となるなど、自転車事故の割合が高い地域となっています。
自転車の盗難の防止	○本市の平成25年における人口1万人当たりの自転車盗は57.4件と県平均25.1件と比べ2.3倍となっており、県下最悪となっています。 ○自転車盗は本市の犯罪件数の34%と最も多くを占めるなど、自転車盗難の防止は重点的に取り組むべき課題となっています。
自転車の利用環境の整備	○本市では、道路管理者により自転車歩行者道上で自転車と歩行者の分離を一部で行っていますが、分離が行われているのは約3.6kmに限られています。

2) 定義 (第2条)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2の自転車をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、または通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいう。
- (3) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条の保護者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体または事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 自転車小売業者 市内において自転車の小売を業とする者をいう。
- (6) 自転車事故の保険等 自転車に起因する事故により生じた損害を填補するための保険をいう。
- (7) 地域交通安全活動推進委員 道路交通法第108条の29の地域交通安全活動推進委員をいう。

a. 自転車 (第1号)

○自転車とは、『道路交通法(昭和35年法律第105号)』第2条第1項第11号の2に規定されている「ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車(レールにより運転する車を除く。)であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの(人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。)」をいいます。

b. 市民 (第2号)

○市民とは、市内に居住する者だけでなく、通勤または通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいいます。

c. 保護者 (第3号)

○保護者とは、『学校教育法(昭和22年法律第26号)』第16条に規定されている「子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)」をいいます。

d. 事業者 (第4号)

○事業者とは、市内において事業を行う法人その他の団体または事業を行う場合における個人をいいます。

e. 自転車小売業者（第5号）

○自転車小売業者とは、草津市内において自転車の小売を業とする者をいいます。

f. 自転車事故の保険等（第6号）

○自転車事故の保険等とは、自転車に関する交通事故により損害賠償責任が発生した場合に備えた保険をいいます。

g. 地域交通安全活動推進委員（第7号）

○「地域交通安全活動推進委員」とは、『道路交通法』第108条の29に規定されています。

【参考：『道路交通法』第108条の29】

（地域交通安全活動推進委員）

第百八条の二十九 公安委員会は、地域における交通の状況について知識を有する者であつて次に掲げる要件を満たしているもののうちから、地域交通安全活動推進委員を委嘱することができる。

- 一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- 二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- 三 生活が安定していること。
- 四 健康で活動力を有すること。

2 地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育
- 二 高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進
- 三 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進
- 四 自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進
- 五 前各号に掲げるもののほか、地域における交通の安全と円滑に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるもの

3 前項第一号の交通安全教育は、交通安全教育指針に従つて行わなければならない。

4 地域交通安全活動推進委員は、名誉職とする。

5 公安委員会は、地域交通安全活動推進委員が次のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- 一 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。
- 二 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。
- 三 地域交通安全活動推進委員たるにふさわしくない非行のあつたとき。

6 前各項に定めるもののほか、地域交通安全活動推進委員に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

2. 個々の責務（第2章）

1) 市の責務（第3条）

（市の責務）

第3条 市は、自転車利用者が自転車の安全な利用に必要な技能および知識を習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

2 市は、自転車の盗難の防止を図るための環境の整備に努めなければならない。

3 市は、自転車の利用環境の整備に努めなければならない。

4 市は、前3項に規定する責務を果たすため、国、滋賀県、市民等と連携し、および協力するものとする。

○交通の取り締まりは、警察の事務とされており（『警察法（昭和29年法律第162号）』第2条第1項）、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止を促進するためには、滋賀県警察等との連携協力を図っていくことが必要であることから、国、滋賀県、市民等との連携および協力を市の義務としています。

【参考：『警察法』第2条】

（警察の責務）

第二条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする。

2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。

2) 市民の責務（第4条）

（市民の責務）

第4条 市民は、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止の方法について理解を深め、自転車の安全で安心な利用の促進に関する取組を積極的に行うよう努めなければならない。

○市内を自転車で通行する者に対しても自転車利用に関するルールの遵守やマナーの向上を求めることから、本条例においても責務規定を置いています。

○条例の目的を効果的に実現するため、家庭、職場、地域等において自転車の安全で安心な利用の促進に関する取組の積極的な実施を市民の努力義務としています。

3) 自転車利用者の責務（第5条）

（自転車利用者の責務）

第5条 自転車利用者は、道路交通法その他の自転車の安全な利用に関する法令を遵守しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の安全な利用に必要な技能および知識の習得に努めなければならない。

3 自転車利用者は、適切な施錠等自転車の盗難を防止するための措置を講じなければならない。

- 自転車利用者が歩行者の通行や他の車両の通行に危険を及ぼさないよう、道路交通法その他自転車の安全な利用に関する法令の遵守を自転車利用者の義務としています。
- 「その他の自転車の安全な利用に関する法令」とは、『自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）』、『道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）』、『道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）』などのほか、滋賀県公安委員会が制定した『滋賀県道路交通法施行細則（昭和35年滋賀県公安委員会規則第9号）』などが挙げられます。
- 自転車の盗難の防止を図るため、二重施錠など適切な施錠の実施を自転車利用者の義務としています。

4) 保護者の責務（第6条）

（保護者の責務）

第6条 保護者は、その保護する子（15歳以下の者をいう。）に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止に関する指導を行うよう努めなければならない。

- 中学生による自転車事故について中学生の責任能力を肯定しつつ、『民法（明治29年法律第89号）』709条に基づく保護者の責任を認めた判例（東京地裁平成19年5月15日判決）等が存在することを考慮し、中学生までの子（15歳以下）に対する自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止に関する指導の実施を保護者の努力義務としています。

【参考：『民法』第709条】

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

5) 学校の責務（第7条）

（学校の責務）

第7条 市内の小学校および中学校（特別支援学校の小学部および中学部を含む。）は、その在籍する児童または生徒に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止に関する教育を実施するよう努めなければならない。

2 市内の高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）、専修学校および大学は、その在籍する生徒または学生に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止の啓発を行うよう努めなければならない。

- 自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止に関する教育を効果的なものにするためには、心身の発達段階に応じた計画的かつ継続的な取組を行う必要があることから、児童、生徒、学生へのその発達段階に応じた自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止に関する教育または啓発の実施を学校の努力義務としています。
- 乗車用ヘルメットに対する児童、生徒、学生の意識の醸成を図るため、各学校は教育を実施する際、乗車用ヘルメットの必要性について周知・啓発を行います。
- 市は、各学校における自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止に関する教育を支援するため、児童、生徒、学生が自転車を利用する際に最低限遵守すべきルール・マナーについての学校用『自転車安全安心利用教育マニュアル』を作成します。

6) 事業者の責務（第8条）

（事業者の責務）

第8条 事業者は、その従業員および来訪者に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止を図るため、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 事業者の従業員や来訪者は自転車を利用する機会が多いことから、本条例においても責務規定を置いています。
- 従業員および来訪者に対する研修の実施や情報の提供など、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務としています。

7) 自転車小売業者の責務（第9条）

（自転車小売業者の責務）

第9条 自転車小売業者は、自転車の販売または点検もしくは整備を行うに当たっては、自転車利用者に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止の啓発を行うよう努めなければならない。

- 『自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律』第14条第2項において、自転車小売業者に対して、安全利用のための情報提供（自転車の取扱方法や定期点検の必要性など）や防犯登録を勧奨するよう責務規定を置いています。
- 自転車小売業者は、自転車を購入する市民および点検・整備・修理のために来店される市民と直接接する機会が多いことから、自転車利用者への自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止の啓発の実施を自転車小売業者の努力義務としています。

【参考：『自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律』第14条】

（自転車製造業者等の責務）

第十四条 自転車の製造（組立を含む。以下同じ。）を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

- 2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。
- 3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前二項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

3. 自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策（第3章）

1) 他市との比較

○本市においては、自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策の規定に当たって、施策について周辺自治体や条例制定自治体と比較分析を行うことで、他自治体よりも実効性のある「自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策」を展開していくことを目指します。

項目		草津市	周辺自治体				条例制定自治体	
			A市	B市	C市	D市	E市	F市
自転車安全安心利用教育 7条	指導マニュアル	作成	未作成	未作成	未作成	未作成	作成	未作成
自転車安全安心利用教室 10条	開催回数	年3回	無し	無し	無し	無し	年1回以下	年4回以上
	メニュー	自転車利用に関する講座 自転車利用に関するDVD等の上映 スタントマンによる交通事故の再現 自転車利用の実技指導					自転車利用に関する講座 自転車利用に関するDVD等の上映 自転車シミュレーターの体験	自転車利用に関する講座 自転車利用に関するDVD等の上映 スタントマンによる交通事故の再現
	特典	駐輪場利用券の配布 啓発グッズの配布 修了証・自転車免許証の交付					駐輪場利用券の配布 自転車点検の助成券の配布 啓発グッズの配布	啓発グッズの配布 修了証・自転車免許証の交付
道路環境整備 11条	自転車ネットワーク計画等	策定	策定	未策定	策定	未策定	未策定	策定
自転車安全安心利用指導員 12条	人数	嘱託職員（警察OB）2名 月1回は正規職員3名程度追加	職員（2～3名）	無し	職員（人数は不確定）	無し	正規職員77名（活動は40名程度、違法駐車取締り・まち美化の合間に指導・啓発）	臨時・嘱託職員（警察OB採用）4名 臨時・嘱託職員（再任用）1名
	内容	指導・啓発	啓発		啓発		指導・啓発	指導・啓発
	警察連携	月5回程度	啓発活動時		啓発活動時		警察による教室開催時	月1～2回
自転車安全安心利用促進計画 14条	策定	策定	未策定	未策定	策定	未策定	策定（条例に基づいていない）	未策定
自転車安全安心利用促進委員会 15条	設置	設置	未設置	未設置	設置	未設置	設置（条例に基づいていない）	未設置
盗難防止	規定	有り					無し	無し
警察協定	締結	有り					無し	無し
	内容	指導員との共同指導 教室・教育の実施協力						

2) 施策の具体的内容

a. 自転車安全安心利用教室（第10条）

（自転車安全安心利用教室）

第10条 市長は、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止を図るため、自転車安全安心利用教室を開催するものとする。

- 本市においては、各学校において教員等による指導が行われている他、申込者に対して交通指導員（わかばチーム）による交通安全教室を開催しているものの、自転車に関する交通安全教室は申込が少なく、開催回数が少ない状況となっています。
- 条例制定により、自転車利用に関する講座、自転車利用に関するDVD等の上映、スタントマンによる交通事故の再現、自転車利用の実技指導など様々なメニューを組み合わせた自転車安全安心利用教室を開催します。
- 受講者には修了証等を交付するとともに、修了書の交付を受けた者に対して、市営駐輪場利用券の配布や啓発グッズの供与などの優遇措置を行います。
- より多くの市民に参加いただけるよう、メニューや優遇措置等を工夫し、効果的かつ魅力的な教室を開催するとともに、乗車用ヘルメットの必要性について周知・啓発を行います。

b. 道路環境の整備（第11条）

（道路環境の整備）

第11条 市長は、国、滋賀県および関係機関と連携し、歩行者、自転車、自動車等が安全に通行できる道路環境の整備に努めなければならない。

- 条例の目的の一つである自転車の利用環境の整備の具体化を目的として、『自転車ネットワーク計画』を作成し、道路環境の整備を進めます。
- 自転車利用環境の整備は、自転車が通行し得る全ての道路を対象とすることが理想ですが、『自転車ネットワーク計画』では、効率性の観点から自転車交通需要が集中する道路など主たる自転車の経路を対象を絞り込み、重点的な整備を目指します。

c. 自転車安全安心利用指導員（第12条）

（自転車安全安心利用指導員）

第12条 市長は、自転車に起因する事故および自転車の盗難を防止するため必要があると認められる場合には、自転車利用者に対し、指導を行うことができる。

2 前項の指導は、警察および地域交通安全活動推進委員と連携して行うものとする。

3 市長は、第1項に規定する指導を行わせるため、自転車安全安心利用指導員を置くことができる。

- 自転車利用者が多い草津駅、南草津駅、中学校、高等学校、商業施設の周辺等の重点エリアにおいて、自転車に関する交通ルールの遵守を怠った運転者や自転車の駐輪に不備がある利用者に対する指導および啓発を行うため、自転車安全安心利用指導員を配置します。
- 自転車安全安心利用指導員は、通常、自転車に関する交通ルールの遵守を怠った運転者や自転車の駐輪に不備がある利用者に対する啓発を行いますが、特定の日においては、警察と自転車の安全で安心な利用の促進に係る相互連携に関する協定を締結することで、警察と共同で指導を行います。

d. 自転車事故の保険等（第13条）

（自転車事故の保険等）

第13条 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体または財産の損害を填補することができるよう、自転車事故の保険等への加入その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、自転車利用者に対し、自転車事故の保険等への加入その他の必要な措置に関する情報の提供に努めなければならない。

- 近年、自転車事故により他人に危害を加えたことにより多額の賠償金の支払いを命じる判決が多数出されているものの、自動車とは異なり自動車損害賠償責任保険（通称：自賠責）のような強制加入保険が存在しません。
- そこで、自転車利用者には自転車保険等の加入について努力義務を課すとともに、自転車小売業者には自転車保険等の加入に関する情報提供について努力義務を課すことで、保険の普及を図るものとします。
- 具体的には、自転車保険等の普及に向けて、警察や関係団体と連携しながら啓発ポスター・チラシを作成し、自転車小売事業者を通じた自転車購入者への配布や自転車の安全利用に関する教室等での配布を行います。

4. 自転車安全安心利用促進計画（第4章）

1) 自転車安全安心利用促進計画（第14条）

（自転車安全安心利用促進計画）

第14条 市長は、自転車の安全で安心な利用の促進を図るため、自転車安全安心利用促進計画を策定するものとする。

2 市長は、自転車安全安心利用促進計画を策定したときは、これを公表するものとする。

3 前項の規定は、自転車安全安心利用促進計画の変更について準用する。

- 自転車の安全で安心な利用の促進を総合的かつ計画的に推進するため、「自転車の安全な利用」、「自転車の盗難の防止」、「自転車の利用環境の整備」などの施策の実行計画となる『自転車安全安心利用促進計画』を策定します。
- 『自転車安全安心利用促進計画』は、『交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）』第26条第1項の規定により、『滋賀県交通安全計画』に基づき策定する『草津市交通安全計画』に記載された自転車の安全利用に関する取組をより具体化するものであり、同計画と相互に連携するものであります。
- このため、『自転車安全安心利用促進計画』を策定および変更する時は、「自転車安全安心利用促進委員会」で調査審議するとともに、『草津市交通安全計画』を作成し、その実施を推進する「草津市交通安全対策会議」の意見を聴取します。
- 『自転車安全安心利用促進計画』を策定または変更した時は、市民に広く公表します。

【参考：『交通安全対策基本法』第26条第1項】

（市町村交通安全計画等）

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

5. 自転車安全安心利用促進委員会（第5章）

1) 自転車安全安心利用促進委員会（第15条）

（自転車安全安心利用促進委員会）

第15条 市長は、自転車の安全で安心な利用の促進に関する事項を調査審議させるため、自転車安全安心利用促進委員会を設置するものとする。

2 自転車安全安心利用促進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 自転車安全安心利用促進計画の策定および変更（規則で定める軽微な変更を除く。）に関する事項

(2) 自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策の評価に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、自転車の安全で安心な利用の促進に関する事項

3 自転車安全安心利用促進委員会は、自転車の安全で安心な利用の促進に関する事項について意見を述べることができる。

4 自転車安全安心利用促進委員会は、委員15人以内で組織する。

○自転車の安全で安心な利用の促進を図る施策を総合的かつ計画的に推進するため、「自転車安全安心利用促進委員会」を設置し、『自転車安全安心利用促進計画』を策定（Plan）するとともに、適宜実施（Do）された施策について、国、滋賀県、市民等の関係者とともに施策の効果を定期的に確認・検証（Check）し、施策の見直し・改善（Action）を行います。

○「自転車安全安心利用促進委員会」の委員は、専門知識を有する者を指名するものとします。

6. 雑則（第6章）

1) 委任（第16条）

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○本条例の施行に関し必要な事項については、規則で定めることとします。

7. 付則

1) 施行期日および草津市附属機関設置条例の一部改正

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(草津市附属機関設置条例の一部改正)

- 2 草津市附属機関設置条例(平成25年草津市条例第3号)の一部を次のように改正する。
別表第1 草津市自転車安全利用検討委員会の項を削る。

- 施行に向けた周知・準備のため、告示から一定期間を設けた後、平成26年(2014年)7月1日から施行します。
- 「自転車安全安心利用促進委員会」の設置に伴い、同様の事務を担当する「草津市自転車安全利用検討委員会」を廃止することから、『草津市附属機関設置条例(平成25年草津市条例第3号)』を改正し、別表第1中の草津市自転車安全利用検討委員会の項を削除します。